

四日市市上下水道局告示第23号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、令和5年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

令和5年4月4日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

賦課対象区域

生桑町、大字羽津丁、南いかるが町、白須賀二丁目、平津町、千代田町、広永町、大矢知町、蒔田四丁目、川北一丁目、伊坂町、山分町、八田三丁目、芝田一丁目、川島町、伊倉二丁目、伊倉三丁目、中川原三丁目、西伊倉町、小古曾二丁目、小古曾五丁目、小古曾六丁目、采女町、大治田三丁目、西日野町、室山町、波木町 の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）